

天平年間の創立なりと稱す(記)、延喜式神名帳に、大隅國増喰郡大穴持神社小とあるは即ち當社なり、續日本紀に「天平寶字八年十二月、是月西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之境、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後乃天晴、於鹿兒島信爾村之海、砂石自聚、化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之爲形勢、相連望似四阿之屋、爲島被埋者、民家六十二區、口八十餘人云々、天平神護二年六月己丑、大隅國神造新島、震動不息、以故民多流亡、仍加賑恤」また(寶龜九年十二月甲申、去神護中、大隅國海中有神造島、其名曰、大穴持神、至是爲官社)類聚國史に、「弘仁五年二月乙酉大隅國曾於郡造島神預、幣帛例ニ等見え、地理纂考以上の諸記を引きて、三島始め鼎足の如くなりけんを、天平神護二年の震動に、一島は崩れ平島とはなりにけん、又其平島には彼大穴持神社を建てしを、後世更に小村濱に移し、平島には宮洲の名を遺せり」といへり、更に之を地方誌を見るに云はく「鎮座於增喰郡國分鄉小村今屬桑原郡、里俗傳云、當社は海中の島に在りしが、浪に洗はれて社難立、故に小村の諸に奉移、其後今之松林に御鎮座なり、于今海中に宮洲(一に宮瀬と云洲あり、是れ上古の宮址なり云々(神社傳記、名勝考及名勝圖會等に據る)舊藩時代、島津氏世々崇敬し、吉貴公以來御家督初に白銀を進納し、又毎年祭米三斗五升五合を寄せしといふ、明治六年五月縣社に列す。」

社殿は本殿及拜殿を備へ、境内地二千百八十三坪官有地第一種)あり。

境内神社 日神社 月神社 大田神社 大王神社

稻荷神社

例祭日 十一月三日
神饌幣帛料供進 指定年月日 明治四十年一月十八日
會計法適用 指定年月日 縣令第一號

氏子戸數 三百八十戶
指定年月日 未詳

崇敬者員數 未詳

○鹿兒島縣大隅國始良郡福山村字宮田

縣社

宮浦神社

祭神 武天皇

延喜式神名帳に「増喰郡三座並小宮浦神社」とある神社なり、三國神社傳記に「鎮座於增喰郡福山鄉(舊名廻鄉)當社鎮座年曆不詳、天神七代地神五代の神と神武天皇までを併祀るとも云へり、神體寶鏡三面木像三體、賴政卿劍を射給ひし時の賞に、近衛帝獅子丸と云劍を下し給ひしと云々、卿の子孫廻に下向して、右の劍を當社の寶殿に納、今に現在すと云、當社正一位の神位は寶曆二年申四月產子中より願出、同十二月十八日宣下、同三年酉五月十五日口宣位記官幣奉納、御領國の内勅許に相成候神社は初ての儀なり、祭米三斗五升、獅子丸劍長七寸四分、金剛劍長六寸八分、神武天皇御劍と云傳、普門品一帖、右文政四年八月齊興公より御奉納、寺社奉行所より書附一通相添とあり、又地理纂考に「宮浦社は寶曆二年正一位宣下あり、その勅宣を所藏す文に曰く、西海一方、赫々威光、洋洋神恩、萬世永沐厥德、宜授極位以耀祠壇」云々、毎年の例祭に射法を行ふ是れ源三位賴政卿劍を射し舊式にて、往昔賴政の裔孫、兵庫太郎宗綱當鄉を賜はりて累代仁田尾城に住したりと見えたれば、賴政の劍を奉納せりと傳ふるは憑據あることなら、社記には授位を享保二年と云へり、今は地方史の説に基きて記しつ。(明細張には享保十一年十二月十八日宣位記下賜、明治六年五月縣社に列す。)

境内神社 神貫神社 荒神社 石神社

○鹿兒島縣 始良郡 縣社